

市民税・都民税申告にお持ちいただくもの

問 課税課市民税係 ☎042-497-2040

マイナンバーが記載された書類と本人確認書類

マイナンバーカードまたは通知カード(マイナンバー記載の住民票でも可)と本人確認書類(下記参照)を提示してください。扶養親族の方のマイナンバーも記載が必要となりますので、あらかじめ正しい番号の確認をお願いします。

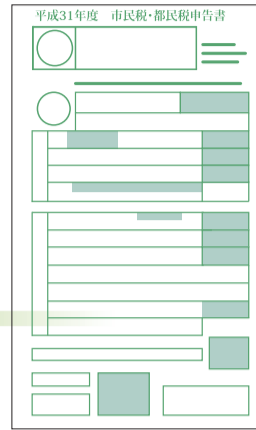
【本人確認書類】運転免許証、住民基本台帳カード、パスポートなどの顔写真つきの証明書。上記がない場合は、健康保険証や年金手帳など2つ以上の書類が必要。



愛称: マイナちゃん

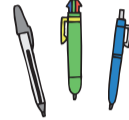
市民税・都民税申告書

昨年、市・都民税の申告をした方などに、1月下旬に郵送する予定です。窓口でもお渡ししているほか、市ホームページからダウンロードすることもできます(QRコード参照)。



印鑑・筆記用具

印鑑は認印でも可能です。



所得・控除を証明する書類

◆所得…平成30年分の収入がわかるもの(給与・公的年金等の源泉徴収票、報酬等の支払調書など)。
※源泉徴収票などは、一度お預かりしたら原則返却はできません。他にも提出先がある場合は、コピーを事前にとってください。

◆控除…控除額証明書(社会保険料、医療費明細書、生命保険料・地震保険料の証明書、学生証、障害者手帳など)。
※医療費の合計額をご自身で計算し、医療機関ごとで明細を作成してください。

▶▶控除額(支払額)がわからないときは…
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は保険年金課、介護保険料は高齢支援課で支払額の確認書を発行しています。

住民税(市民税・都民税)の税制改正のご案内

税制改正に伴い、下記のとおり控除額が変更されます(いずれも平成31年度の申告から)。
※控除額はすべて、住民税の控除額です。

1. 配偶者控除の見直し

控除適用者(納税義務者等)の合計所得金額により、配偶者控除の金額が右表のように見直されました。

控除適用者の合計所得金額	所得控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	適用なし	適用なし

2. 配偶者特別控除の見直し

配偶者特別控除を適用する場合に、下表のように見直されました

	控除適用者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の方は、市民税・都民税の申告を

所得税や市・都民税の申告をする際、ご自身が支払った保険料(料)の金額を申告すれば、社会保険料控除を受けられます。

社会保険料控除は、毎年1月から12月末までに納付された保険料(料)の合計額が対象となります。

◆保険料(料)の納付済み金額の確認方法

納付書で納付した方は領収書、口座振替の方は通帳、特別徴収の方は年金の源泉徴収票、還付を受けた場合は還付通知書の控えで確認できます。また、「確認書(申告用)」も発行しています。ご希望の方は、印鑑・被保険者証・本人確認ができるものを持参し、保険年金課国保係・高齢者保険係または松山・野塩出張所へお申し込みください。

◆保険料(料)の社会保険料控除を受けられる方

特別徴収(年金から天引き)と普通徴収(納付書・口座振替)では、必ずしも同じ方が控除を受けられるとは限りません。控除を受けられる方は、次のとおりです。

- ①特別徴収=保険料(料)がご自身の年金から天引きされた方
- ②普通徴収=納付書及び口座振替で納付した方(実際にお金を支払った方)

◆収入がなくても申告を

保険料(料)の金額や病院で支払う自己負担額などの区分は世帯(個人)の所得に応じて決まるため、保険の給付・保険料(料)額の両方に影響します。収入がない方や非課税収入(遺族・障害年金)のみの方も、必ず市・都民税の申告をしてください。申告がない場合、次のようなことがあります。
○保険料(料)=収入がない方でも軽減が受けられない。
○保険の給付=高額療養費の自己負担限度額や入院時の食事の自己負担額が高くなる場合がある。
※詳しくは、市・都民税の申告や社会保険料の控除=課税課市民税係 ☎042-497-2040、所得税の確定申告=東村山税務署 ☎042-394-6811へ。

問 保険年金課国保係 ☎042-497-2048、保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050

申告時に留意していただきたいこと

- ◆16歳未満の扶養親族の記入を忘れずに
- ◆配当所得等の確定申告をする方は住民税の申告を分けることができます
住民税が賦課決定する日(納税通知書が送達される日)までに、確定申告書とは別に、住民税(市民税・都民税)の申告書を提出していただくことにより、所得税と異なる課税方式(申告不要制度適用・総合課税・申告分離課税)を選択することができます。詳しくは課税課市民税係へお問い合わせください。

要介護認定等をお持ちの方へ～医療費控除・障害者控除の対象ではありませんか？

- ◆医療費控除
問 施設サービス=①介護老人保健施設や介護療養型医療施設の利用者の一部負担額・食費及び居住費負担額②特別養護老人ホームに平成12年4月1日以降に入所した方は介護費の1割から3割、食費及び居住費の自己負担額の合計額の2分の1に相当する額。
○居住サービス=訪問看護・訪問リハビリなどの医療系サービスの自己負担額。また、これらの居宅サービスに併せ同月に利用した訪問介護などの利用者一部負担額。
○おむつ代=傷病により6か月以上寝たきりで、医師の治療を受け、おむつを使用している方(医師が発行した「おむつ使用証明書」が

必要。2年目以降は基準を満たせば市で証明が発行できる場合があります)。
※いずれも申告時には「医療費控除の証明書」の作成と添付が必要。
◆障害者控除
問 介護保険の要介護認定を受け、要介護3以上の方。または要介護1以上の寝たきり度や認知症度の高い方で、身体障害者と同等の程度と認められる方。
※申告時に市が発行する証明書が必要です。
問 医療費控除について=課税課市民税係 ☎042-497-2040、おむつ使用証明書・要介護認定者の障害者控除について=高齢支援課介護サービス係 ☎042-497-2080